

第2章 子どもをはぐくむエンジョイスポーツ

～「スポーツごころ」を芽吹かせる～

<目標>

子どもの頃から体を動かす楽しさや運動・スポーツの楽しさを味わうことにより、生涯にわたって運動・スポーツに親しむことができる健康的な生活習慣を確立します。

子どもたちを取り巻く社会環境や生活様式が大きく変化する中、子どもたちが生涯にわたっていきいきとたくましく、目標に向かって失敗を恐れずに挑戦し続けるためには、それを支える基盤となる健康や体力が必要です。

そのため、幼児期から楽しく体を動かす習慣を身に付けさせることにより、体力・運動能力の向上を図りながら、子どもたちが運動・スポーツが好きになり、健康的な生活習慣の確立を目指すとともに、東京2020大会の開催に向けて、大会の意義やスポーツの魅力、楽しさをひとりでも多くの子どもたちに伝えます。

また、国連児童基金（UNICEF）及び（公財）日本ユニセフ協会では、2018（平成30）年11月に、世界各地で暴力的な指導や過度なトレーニングが見られるなど、スポーツが子どもの成長に負の影響を与えるような問題が生じていることを踏まえ、スポーツが真に子どもの健全な成長を支え、子どもの権利促進に寄与する社会の形成に向けて「子どもの権利とスポーツの原則」を発表しました。この原則も参考にしつつ、すべての子どもが安全に楽しくスポーツができる環境の充実に向け、取組を充実していきます。

具体的目標

- 1 子供の体力を1985（昭和60）年頃の水準まで近づける。
- 2 「運動・スポーツをすることが好きな子どもの割合」を増加させる。
- 3 「学校の体育の授業以外で週1日以上運動・スポーツをしている子どもの割合」を増加させる。

府民が持ちたい「スポーツごころ」

人々は、日々の生活の中で「よしっ！」「さあ！」「やってみよう！」という前向きで積極的な気持ちを持って行動しています。その前向きな「心のありよう」が、誰もが持っている「スポーツごころ」です。

エンジョイスポーツで「スポーツごころ」を芽吹かせる

幼児期から青年期までは、心身の発達や技能の向上を目指し、運動・スポーツが行われます。そこでは楽しさを追求しながら、体力や技能を高めたり伸ばしたりするとともに、その活動を通じて豊かな人間性の形成が目指され、「スポーツごころ」を芽吹かせることができます。

I 運動・スポーツが好きになる工夫

子どもたちが、日常の生活において自ら進んで運動・スポーツに親しむためには、子どもたち自身が「運動・スポーツが好きになること」が最も大切です。

そのため、幼児期から楽しく体を動かす習慣を身に付けさせることができるよう、様々な取組を工夫するとともに、運動・スポーツに接し、親しむことができる機会や場の提供に努めます。

1 体を動かすことが好きになる取組の充実

(1) 幼児期のスポーツ・レクリエーション活動の普及

幼児期は、神経系の発達が著しい時期であり、この時期に多種多様な動きを経験させることが大切です。子どもたちが楽しく運動・スポーツに接し、親しむことができるようスポーツ・レクリエーション関係団体等による体ほぐしや動きづくりの指導、子どもへのニュースポーツの普及を支援します。

(2) 幼児期からの基本的な動きの獲得及び運動習慣の確立を目指した「運動遊びガイドブック」や「まゆまる体操」等の活用

子どもの成長過程において、体力・運動能力の向上を図るためには、幼児期から運動習慣を身に付けることが大切です。外遊びを中心に、楽しみながら必要とされる動きを身につける「運動遊びガイドブック」や「まゆまる体操」、「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム」の活用を推進します。

(3) 運動好きな子どもを育てるための保護者への啓発

子どもたちが運動・スポーツを好きになり、進んで体を動かす習慣を身に付けるためには、保護者の理解と協力は欠かすことができません。

保護者と子どもがともに運動を実践できる機会を提供するなど、意識啓発を図ります。

2 体を動かすことが好きになる環境づくり

(1) 幼稚園、小学校等のグラウンド芝生化の推進

学校等のグラウンドを芝生化することは、子どもたちの外遊びが増え、多様な動きの獲得やけがの防止にもつながります。また、地域の幼児や高齢者も活用できる遊び場の提供や自治会等の活動、各種スポーツイベント開催にも利用が広がるため、グラウンドの芝生化に向けた取組を奨励します。

(2) トップアスリート等との交流の充実

本府では、オリンピック・パラリンピックや世界選手権等で活躍した本府ゆかりのトップアスリートやプロチームの選手を指導者登録し、子どもたちが直接指導を受けることができる「京のスポーツ夢バンク」事業を実施しています。子どもたちがトップアスリートとふれあうことは、スポーツの楽しさを実感し、スポーツへの興味・関心を抱かせることにつながります。スポーツへの誘(いざな)いとなるよう、トップアスリート等との交流の充実に努めます。

(3) 府立スポーツ施設の学校教育活動における利用促進

青少年の夢やあこがれの舞台となる専用球技場「京都府立京都スタジアム」や通年型アイススケート

リンク「京都アイスアリーナ」（仮称）、宿泊施設を備えた京都トレーニングセンター等の学校教育活動（遠足、体験学習、合宿等）における利用を促進します。

Ⅱ 発達段階に応じた運動・スポーツの推進

1 体づくりをより効果的に行うための健康教育の充実

運動・スポーツをする子どもたちに、食事や栄養、睡眠等に関する指導を行うことは極めて重要です。身体の健全な発育を促す上で、運動・スポーツの実践とともに、望ましい生活習慣を確立し、特に食に関する正しい知識や自己管理能力を身に付けることができるよう、家庭や指導者と連携して健康教育の充実に努めます。

2 学校や地域での「体力向上推進プロジェクト」の推進

子どもたちの体力・運動能力は、昭和 60 年代をピークに依然として低い状態にあり、運動をする・しないという二極化が見られます。子どもたちの体力・運動能力の向上は喫緊の課題であり、学校のみならず地域にもプロジェクトを広め、子どもたちが体を動かす楽しさや心地よさを味わいながら体力の向上につながる取組を推進します。

3 総合型クラブとの連携による地域での児童生徒の活動環境の整備

総合型クラブは、地域のニーズに合わせ、誰もが気軽に身近な場所でそれぞれのスタイルに合わせてスポーツを楽しむことができるプログラムを有しています。児童生徒が参加できるプログラムをさらに充実させ、活動の場の拡大を図ります。また、総合型クラブが障害をもった児童生徒のスポーツ活動の拠点となるよう、受け入れ態勢の整備を進めます。

4 障害のある児童生徒の体育・スポーツ活動の推進

障害のある児童生徒が自主的・積極的に体育・スポーツを行うためには、障害の種類や程度に応じた様々な配慮が必要となります。

関係機関・団体と連携し、特別支援学校教員や地域の体育館職員など、障がい者スポーツ指導員の資格取得に向けた取組を推進し、学校や体育館での指導者の拡充を図るとともに、障害者スポーツの普及啓発に努め、障害のある児童生徒の活動機会や場の充実を図ります。

5 運動部活動の活性化

2018（平成 30）年 3 月に国から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示され、本府でも同年 4 月に「京都府部活動指導指針」を策定しました。少子化の進展など、社会状況が大きく変化する中、運動部活動が持続可能な取組となるための環境整備に努めます。

(1) 中学校入学前における運動部活動参加への誘（いざな）い

運動部活動は、生徒の興味・関心、能力等に応じて技能や記録の向上を目指す中で、好ましい人間関係を育み、体力・運動能力の向上や健康の増進に効果的な活動です。そのため、中学校入学前の児童を

対象にした体験入部の実施や地域の小学生を集めた競技会を開催するなど、その魅力に触れる取組を進め、運動部活動への参加を誘（いざな）います。

(2) 合理的かつ効率的・効果的な運動部活動の推進（新規項目）

生徒が運動部活動を通じて、スポーツに親しみ、運動習慣の確立や心身の健康の保持増進を図るためには、適切な指導のもと、合理的でかつ効率的・効果的な取組が必要です。計画的な部活動計画の作成や、医・科学的な見地に基づいたトレーニング法の導入、適切な休養日の設定など、京都府部活動指導指針を踏まえ、事故防止や体罰・ハラスメント等の根絶に向けた体制を構築します。

(3) 少子化等に対応した運動部活動の推進

少子化等による部員不足で、一つの学校で練習やチーム編成ができない運動部の活動を支援するため、複数校の生徒による合同チームの結成など、多様な形での運動部活動を推進します。

(4) 運動部活動と地域スポーツ団体等との連携

運動部活動において、地域スポーツ指導者が生徒に実技指導等を行うことは、運動部活動の活性化のみならず地域に開かれた学校づくりにも大きな役割を果たします。また、少子化の進展に伴い、学校によっては従前の運営体制では運動部活動を維持できなくなっている学校も少なくありません。

今後は、運動部活動と地域の総合型クラブやスポーツ少年団、民間事業者等との連携など、地域が一体となり運動部活動が展開できる仕組みづくりについて検討を進めます。

(5) スキルアップコーチ（部活動指導員及び外部指導者）(注) の活用

スキルアップコーチは、専門的な指導ができる顧問がいない運動部活動に対して、多様化・高度化した生徒のニーズに応えることができるとともに、教員の多忙化解消など働き方改革にも貢献できるものです。今後は、優れた指導方法を有するスキルアップコーチの任用・配置を積極的に促進するなど、運動部活動の環境整備を進めます。

(注) スキルアップコーチとは、京都府における部活動指導員と外部指導者の総称。部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、中学校や高等学校等におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する学校の職員で、学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

Ⅲ 子どもたちに意欲を持たせる指導者の育成と支援

1 豊かな心を育む指導者の育成

運動部活動は、学校教育の一環として行われており、仲間との交流を通じて、スポーツの楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらすとともに、望ましい人間関係の構築や体力向上、健康増進など、生涯にわたってスポーツに親しむ態度や豊かな人間性を育む基礎となるものです。本府ではこれまでも、「運動部活動指導ハンドブック」を活用した校内研修や顧問、部活動指導員を対象とした研修会を開催するなど、指導者の育成に努めてきました。今後も引き続き、これらの取組を充実させ、豊かな心を育む指導者の育成に努めます。

2 京都府のスポーツ文化の醸成・伝承

府内の学校や地域には、そこに根ざしたゆかりのあるスポーツがあり、脈々と理念や価値観が受け継がれ、その中で子どもたちが成長し、指導者が育成されてきました。それを学校や地域のスポーツ文化として醸成し、さらに未来につなげるよう支援します。

3 指導者のネットワークづくり

(1) 運動部活動指導にあたる教職員の資質向上に向けた学校体育関係団体との連携

運動部活動の指導にあたっては、子どもの発達や成長をみながら、中長期的な視点に立って指導を行うことが必要であり、そのためには、運動部活動に携わる指導者が校種を超えての交流や情報交換を通じて、価値観の共有や相互認識等を図ることが不可欠です。

運動部活動における校種間の接続が適切に行われるよう、小学校、中学校、高等学校の各体育連盟等と連携して、教職員の資質向上に向けた研修会や交流会等を定期的で開催できるよう努めます。

(2) スポーツ医・科学関係団体等と連携した研修の充実

運動部活動指導者が、スポーツ医・科学や最先端の科学的根拠に基づいた指導理論を学び、より効果的で安全な指導方法を習得できる機会づくりに努め、スポーツ事故の防止やスポーツ障害等の予防・早期発見、安全指導、安全管理ができるよう資質向上に向けた取組を進めます。

また、運動部活動指導者の指導方法に対する相談機能を持ち合わせ、指導者間同士の交流も図れる京都トレーニングセンターの積極的な活用推進に努めます。

4 退職教員等の優れた指導力を持つ人材の活用

優れた指導力を持つ経験豊富な退職教員をはじめとする指導者をスキルアップコーチとして積極的に活用し、府内各地域において子どもたちのスポーツ指導はもとより、若手指導者への指導方法の継承を支援します。

IV 東京 2020 大会を契機とした「スポーツごころ」を醸成する取組の推進（新規項目）

本府では、2015（平成 27）年度より、東京 2020 大会を契機とした京都府オリンピック・パラリンピック教育を推進しています。この教育は、「スポーツの力」を実感させるとともに、一人一人に豊かな「スポーツごころ」を育み、スポーツ文化の広がりにつなげるものです。この教育を通じて、子どもたちが前向きで豊かな心を育み、本府のスポーツ文化が今後ますます醸成することを目指します。

1 「スポーツごころ」を誘う事業の展開

オリンピック・パラリンピアンとの交流やオリンピック・パラリンピックの理念や意義、歴史学習等の学びを通じて、子どもたちの「する」「みる」「ささえる」スポーツへの興味・関心を高め、「スポーツごころを芽吹かせる」機会づくりに努めます。

2 共生社会の形成や国際理解教育の推進（新規項目）

パラリンピック種目をはじめとしたアダプテッドスポーツへの挑戦や特別支援学校とのスポーツ交流など、障害者理解の体験・学習、障害者との交流を通じて、多様性を尊重し、障害を理解する心のバリアフリーを育てるなど、共生社会の実現に向けた教育を推進します。

また、留学生との国際交流やホストタウン学習、日本を含む世界の文化や価値観への学習を通じて、世界各国の人々とのコミュニケーション力の育成や豊かな国際感覚を醸成させるとともに、世界の多様性を受け入れ、日本文化を発信できる力を育てるなど、国際理解教育を推進します。

3 オリンピック・パラリンピック教育によるレガシーの創出（新規項目）

オリンピック・パラリンピックの感動が一過性のものでなく、子どもたちの記憶に残り、その後の人生の糧となることが重要です。オリンピック・パラリンピック教育での学びが、子どもたちの一人一人の心の中に豊かな「スポーツごころ」がもたらされるよう、大会後も教育の推進に努めます。さらには、この教育が、社会全体に広がりをもたせ、成熟した共生・共助社会の形成に発展するよう、レガシー創出を目指します。